

主要農作物の種子の安定供給及び品質確保に関する意見書

いわゆる種子法は、戦後の食糧増産の要請に対応するため、主要農作物である稲、麦類及び大豆の優良な種子について、都道府県が生産及び普及することを義務付けてきたものであるが、技術の向上等により種子の品質が安定したことから、法制度を存続させる必要性が乏しくなったこと、民間事業者が参入しにくい状況にあること等を理由に、本年 4 月に廃止された。

廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物の種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、関係法令の運用による主要農作物の優良な種子の流通確保に関し、引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、民間事業者の参入環境の整備、特定の事業者が種子を独占することによる弊害の防止等について、万全を期すことを求める附帯決議がなされている。

これを受け、政府は、種子の品質を農産物検査等により担保することや、都道府県への地方交付税を今後も措置するなどの対策を講じるとしているが、同法廃止による都道府県の取組の後退、外資系事業者の独占等による種子価格の高騰等、農業者や消費者への影響を危惧する声がある。

よって、本市議会は、国会及び政府において、種子法廃止後も、都道府県の種子開発及び供給体制を活かしつつ、主要農作物の種子の安定供給及び品質確保の取組を後退させることなく、同法廃止に係る附帯決議事項を確実に実施するとともに、農業者等の不安払拭のために必要な措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6 月21日

岩手県奥州市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣

学校給食の無償化を求める意見書

文部科学省の調査によると、平成27年度現在の国公立学校の完全給食実施率は、小学校99.1パーセント、中学校88.1パーセント、特別支援学校89.5パーセント、高等学校夜間定時制課程77.5パーセントとなっており、特に小学校の実施率の高さは、学校給食に対する国民の強い願いの表れである。

そのような中、平成28年 3 月の内閣府の経済財政諮問会議において、子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化が打ち出され、各自治体の努力により平成28年 5 月 1 日現在、61市町村が給食を無償で提供している。この背景には、学校給食の持つ教育的効果もさることながら、子どもの貧困の問題がある。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず子どもに提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要である。

しかし、給食費無償化は、人件費、消費税、高騰する材料費等によって、自治体財政を圧迫するなどの懸念を生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、財源の確保をはじめ、学校給食費の無償化を早期に実現するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6 月21日

岩手県奥州市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣